

平成 30 年度 神戸市地域防災計画 修正（案） 新旧対照表

冊子	項目	章	頁	H29 記載内容	H30 修正案	修正理由	修正局室区
神戸市地域防災計画	地震・津波対策編	応急対応計画 第 1 章 防災活動計画 1-8 東海地震にか かる警戒宣言 等への対応	18 19	<p>1-8 東海地震にかかる警戒宣言等への対応</p> <p><u>大規模な東海地震発生のおそれが予知された時、国は「地震防災対策強化地域判定会」を召集し、その後、「警戒宣言」を発することとなっている。神戸市は東海地震に係る地震防災対策強化地域には含まれていないが、もし駿河湾を震源とするマグニチュード 8 程度の大地震が発生した場合、市域でもある程度の強い地震の発生が予想され、社会的混乱も考えられるため、この地震に対する警戒宣言が発せられた場合の対応について、次のとおり定める。</u></p> <p><u>1. 東海地震注意情報が発表された場合</u></p> <p><u>2. 警戒宣言が発せられた場合</u></p> <p><u>3. 神戸市における東海地震発生の持つ意味</u></p>	<p>1-8 「南海トラフに関連する情報」への当面の対応</p> <p><u>「南海トラフ地震防災対策推進計画 第 1 章 総則 1-3 「南海トラフに関連する情報」への当面の対応」を参照のこと。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	「南海トラフ地震に関連する情報」に対する本市の当面の対応の決定に係る修正	危機管理室
神戸市地域防災計画	地震・津波対策編	南海トラフ地震防災対策推進計画 第 1 章 総則	11 後	(新規)	<p>1-3 「南海トラフ地震に関連する情報」への当面の対応</p> <p><u>現在、国は、地震予知を前提としない、かつ、南海トラフ全域を対象とした新たな防災対応を検討しているところだが、結論を得るまで時間を要するため、平成 29 年 11 月 1 日から当面の間、異常現象が観測された場合に、発生時期を特定しない「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」を、気象庁が発表することとなった。これを受け、「情報」が発せられた場合の当面の対応について、次のとおり定める。</u></p> <p><u>なお、本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わないこととされた。</u></p> <p>1. 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」の概要</p> <p>(1) 情報発表条件</p> <p><u>①南海トラフ沿いで異常な現象（下記 a～d）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合</u></p> <p><u>②観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合</u></p> <p><u>③南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合</u></p> <p>(2) 異常な現象</p> <p><u>a. 南海トラフ想定震源域内で M7.0 以上の地震が発生した場合</u></p> <p><u>b. 南海トラフ想定震源域内で M6.0 以上の(或いは震度 5 弱以上を観測した)地震が発生した場合で、東海地震のひずみ計で当該地震に対応するステップ状の変化以</u></p>	「南海トラフ地震に関連する情報」に対する本市の当面の対応の決定に係る修正	危機管理室

※表中の頁数は、平成 29 年度神戸市地域防災計画のもの。

冊子	項目	章	頁	H29 記載内容	H30 修正案	修正理由	修正局室区
神戸市地域防災計画	地震・津波対策編	南海トラフ地震防災対策推進計画 第1章 総則	11 後	(新規)	<p>外の特異な変化を観測した場合</p> <p>c. 1 か以上の東海地震のひずみ計で有意な変化を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している場合など、ひずみ計で南海トラフ沿いの大規模地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測した場合</p> <p>d. その他、南海トラフ想定震源域のプレート境界の固着状況の変化を示す可能性のある現象が観測された場合等、南海トラフ沿いの大規模地震との関連性の検討が必要と認められる場合</p> <p>2. 国の当面の対応</p> <p>(1) 気象庁の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常な現象が観測され調査を開始した時点で「情報」を公表（上記情報発表条件①）。 「情報」を公表した際には、直ちに内閣官房、内閣府、総務省消防庁、関係都府県に連絡（以下、情報発表時には同様の対応） ・その後、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した異常な現象について評価 ・南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性について、調査中または可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合、「情報」を公表（当初発表から最短2時間）（情報発表条件②） ・以後、随時「情報」を公表 <p>(2) 内閣府の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁が、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、調査を開始したという「情報」（情報発表条件①）を受けた時点で、関係省庁に対する連絡等の準備を開始 ・その後、気象庁が、大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「情報」（情報発表条件②）を公表した場合には、関係省庁の職員を招集し、関係省庁災害警戒会議を開催し、関係省庁による今後の取り組みを確認 ・また、あわせて、国民に対して今後の備えについて呼びかけ （呼びかける今後の備えの例） 家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認の取り決め、家庭における備蓄の確認 	「南海トラフ地震に関連する情報」に対する本市の当面の対応の決定に係る修正	危機管理室

冊子	項目	章	頁	H29 記載内容	H30 修正案	修正理由	修正局室区	
神戸市地域防災計画	地震・津波対策編	南海トラフ地震防災対策推進計画	第1章 総則	11 後	(新規)	<p>3. 神戸市の当面の対応</p> <p><u>「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発せられた場合、当面の間、下記のとおり対応する。</u></p> <p>(1) 対応の流れ</p> <p><u>情報発表条件①による発表後、危機管理部他は、国等からの情報収集を行う。</u></p> <p><u>また、情報発表条件②による発表後、危機管理部は、防災連絡会議を開催し、災害警戒本部の設置や防災指令の発令等、今後の対応方針について検討を行い、必要に応じて(2)の対応措置を実施する。</u></p> <p>(2) 対応措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・災害警戒本部の設置</u> <u>・備蓄の点検（市の現物備蓄）</u> <u>・防潮門扉等の施設点検</u> <u>・職員参集・応急実施体制の確認</u> <u>・市民への広報</u> 	「南海トラフ地震に関連する情報」に対する本市の当面の対応の決定に係る修正	危機管理室